

青森県報

第三千二百四十三号

平成二十二年
五月三十一日
(月曜日)

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（経営支援課）	一
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	二
都市計画の変更案の縦覧	（都市計画課）	二
右	同	二
右	同	三
右	同	三
右	同	三
右	同	四
右	同	四
右	同	四
右	同	四
右	同	四
右	同	五
右	同	五
右	同	五
建設業者の許可の取消し	（三八地域局）	七
右	同	七
右	同	七
右	同	七
出先機関		
土地改良区の役員の退任	（東青地民局）	八
土地改良区の役員の就任	（三八地民局）	八

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームック長苗代店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社

三 東京都千代田区丸の内一丁目五のー
代表取締役 小幡尚孝

三 八戸市の意見の概要

1 商業宣伝を目的とする拡声機の使用にあたっては青森県公害防止条例に定める基準を遵守すること。空調機室外機等が騒音・振動規制法、青森県公害防止条例に定める施設に該当する場合は各種届出を行うこと。

2 廃棄物に係る事項に関して、八戸市が策定した「事業系ごみ処理マニュアル」に基づき対応すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

1 類似店舗の資料を用いて、必要駐車台数を積算しているが、類似店舗とした店舗がある市町村は、八戸市と人口規模が違いすぎる。また、類似店舗の店舗面積の平均が五、一二九平方メートルであるのに対し、届出面積は、六、一七〇平方メートルと約一、〇〇〇平方メートル以上も大きい。六、〇〇〇平方メートル前後の店舗の資料も合わせて再検討を願いたい。

2 類似店舗はすべて食品スーパー等との複合出店であるのでお互いにオーバーフローを吸収できる余裕があるが、今回は単独店であるので厳格な必要駐車台数の算定が求められる。

3 出店予定地周辺は八食センター等もあり、交通渋滞が発生している。万が一でも駐車場がオーバーフローすると周辺の交通環境に与える影響は甚大であるのでより慎重な対応をお願いしたい。

4 観光客、買物客の貴重な時間を交通渋滞で費やすことがないよう、この度出店するホームマックには計画及び対策をお願いしたい。また、八食センター、サンワドーなどエリア全体での交通渋滞・駐車場対策をお願いしたい。

5 大型商業施設の出店による更なる交通量の増加や駐車場の出入口の増加による渋滞・交通事故の発生が危惧されることから、十分な駐車場の確保と交通誘導計画等交通対策の指導をお願いしたい。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年五月三十一日から同年六月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、野沢2期地区の県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年六月一日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域区分に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

八戸都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

八戸市大字河原木字海岸及び豊洲の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、八戸市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同年六月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市

計画臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

八戸都市計画臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

八戸市大字河原木字海岸及び豊洲の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、八戸市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同年六月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、五所川原市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

- なし
- 2 追加される土地の区域
なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、鶴田町建設整備課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 除かれる土地の区域
なし
- 2 追加される土地の区域
なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 除かれる土地の区域
なし
- 2 追加される土地の区域
なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、三戸町ふるさと農村課及び南部町企画調整課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、五戸町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、階上町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六戸都市計画区域における道路に関する都市計画（三・五・一号犬落瀬中央線ほか一路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡六戸町大字犬落瀬字押込、字後田、字森田、字前谷地、字佐野谷地及び

字柴山の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、五戸都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり五戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

五戸都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・一号扇田上新井田線

ほか三路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

三戸郡五戸町字上新井田、字上新井田前、字油出、字八景、字川原町西裏、字野月、字狐森北、字観音堂、字愛宕後、字愛宕下夕、字愛宕丁、字神明後、字土井頭及び字追分の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、五戸町建設課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鶴田都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり鶴田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鶴田都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・二号駅通り線ほか三路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

北津軽郡鶴田町大字強巻字押上、大字鶴田字鷹ノ尾、字生松、字小泉、字中泉、字相原、字前田、字沖津及び大字菫蒲川字東笹森の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、鶴田町建設整備課

四 縦覧期間

平成二十二年六月一日から同月十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北組

二 代表者の氏名 北 修

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字西ノ沢六の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五八八号

五 取消年月日 平成二十二年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北組

二 代表者の氏名 北 修

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字西ノ沢六の六

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第一五八八号

五 取消年月日 平成二十二年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 陸奥工業株式会社

二 代表者の氏名 先川原 知明

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目一之三二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一四七〇号

五 取消年月日 平成二十二年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社コサカ技研

二 代表者の氏名 田村 泰弘

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字上碓田五六の二

- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第二〇二五〇号
- 五 取消年月日 平成二十二年五月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、青森南部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月三十一日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理 事	秋 元 實	青森市大字荒川字筒井三八	平成三・三・二六

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年五月三十一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	木 村 隆 雄	三戸郡南部町大字小泉字内上平一	平成三・四・六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭